

労働安全衛生法による免許の申請について

本籍地の記入が不要になります！

- 平成29年4月1日から「労働安全衛生規則」が改正されます。
- これにより、労働安全衛生法に基づく免許を申請する際、申請書の本籍地欄への記入が不要となります。
- また、既に免許を取得している方が本籍地を変更された場合も、本籍地の書き換えが不要となります。

免許申請書の改正部分

(労働安全衛生規則様式第12号)

様式第12号(第66条の3、第67条関係) (1) 免許・免許証再交付(免許証書替・免許更新)申請書

写真欄(24mm×30mm) 写真は、申請前6月以内に撮影した上半身、正面、脱帽のものとし、写真の裏面に氏名を記入し、写真欄のシールを取り、はり付けます。

①申請の区分 ②新規に申請する免許の種類

フリガナ (姓) (名) 性別

申請者氏名 男・女

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日生 本籍地 都・道・府・県

住所 〒 () 電話 ()

勤務先等連絡先 勤務先等所在地 〒 () 電話 ()

③氏名(姓をカタカナで記入すること。) ④氏名(名をカタカナで記入すること。)

⑤郵便番号 ⑥生年月日 ⑦性別

⑧本籍地 ⑨住所 ⑩送付先希望

新しい様式では本籍地欄が削除されます (2か所)

※ 改正前の様式の免許申請書 (本籍地欄がある申請書) も、引き続き使用できます。 その場合も、本籍地欄の記入は不要です。

記入の有無によらず本籍地欄の読み取りは行いませんので、空欄のままご提出ください。

このリーフレットの内容について、詳細やご不明な点等は、
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2017.3)